明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（変更の認可の申請）

第三条　法第四十五条第二項の規定により、認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表

五　変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

［号を削る。］

3　［略］

（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）

第四条　法第四十五条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更に係る再処理施設の概要

三　法第四十五条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四　変更の内容

五　変更の理由

2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（使用前事業者検査の実施）

第四条の二　使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二　機能及び性能を確認するために十分な方法

三　その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

2　使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第四条の三　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

（変更の認可の申請）

第三条　法第四十五条第二項の規定により、認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

五　［同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

［号を加える。］

一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第四十五条第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3　［同上］

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

第四条　法第四十五条第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を申請書等（法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の変更の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により指定又は許可の際に付された条件を記載した書類をいう。）に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更とする。

［条を加える。］

［条を加える。］